

【緊急】豪国内の空港でのトランジット（乗り継ぎ）が原則不可能（新型コロナウイルス関連）

●豪外務貿易省の通知を受けて、本日の領事メールで、本20日21時から実施される入国禁止措置に関連し、豪国内空港での日本等他国へのトランジットは可能である旨お伝えいたしました。先ほど、豪外務貿易省から、状況が変わり、21時からの入国禁止措置以降、豪州国民以外のトランジットは、原則許可されないとの連絡がありました。

●ただし、特別の理由により、例外が認められる場合があるとのことですので、下記のリンクをご参照の上、該当される方は手続きを行ってください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

（詳細情報）

詳細については、豪外務貿易省へご照会ください。

豪州国内から

1 3 0 0 - 5 5 5 - 1 3 5

豪州国外から

+ 6 1 - 2 - 6 2 6 1 - 3 3 0 5

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

